

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）（抄）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 （略）</p> <p>(1)～(13) （略）</p> <p>(14) ペミロラストカリウム（内用剤を除く。）</p> <p>(15) ロキソプロフェン（外用剤に限る。）</p> <p>二 （略）</p>	<p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤</p> <p>(1)～(13) （略）</p> <p>(14) ペミロラストカリウム（内用剤を除く。） （新設）</p> <p>二 （略）</p>